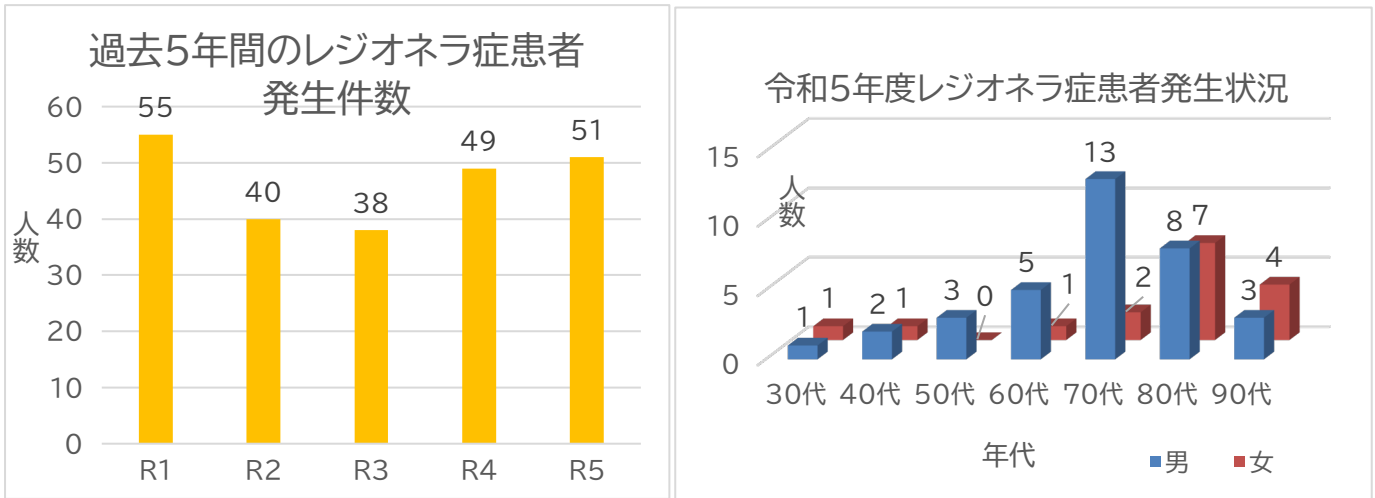


1 横浜市でのレジオネラ症発生状況



2 レジオネラ症とは

(1) 症状

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌を含む水しぶきを吸入することが原因で起こる感染症です。高熱や呼吸困難などの症状が現れる「レジオネラ肺炎」と、発熱や筋肉痛などの症状が現れる「ポンティアック熱」に分けられます。一般的に高齢者や呼吸器疾患をお持ちの方などが感染しやすい傾向があります。レジオネラ肺炎の場合は急激に症状が悪化し、亡くなる場合もあります。

(2) 感染経路

ヒトからヒトへの感染はありませんが、浴場設備や給湯設備など、お湯が滞留する場所でレジオネラ属菌が増殖し、感染原因となることがあります。機械浴槽や気泡発生装置のある浴槽等、お湯が排水しきれず溜まりやすい構造がある場合も注意が必要です。

国内の感染事例では、家庭用のポータブル加湿器が原因となった事例や冷却塔を原因とした集団発生事例があります。

3 設備の管理について

レジオネラ症を防ぐためには、お風呂や加湿器などの日常的な清掃に加え、専門的な維持管理も必要です。「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」で定める管理方法は、以下の通りです。

また、これらの管理を実施した記録等を作成し、設備の適切な維持管理を行いましょう。

(1) 循環式浴槽設備

浴槽の湯をろ過器を通して循環させることにより、浴槽内の湯を清浄に保つ浴槽設備や、加温のため循環させている浴槽設備が該当します。

●シャワーヘッド



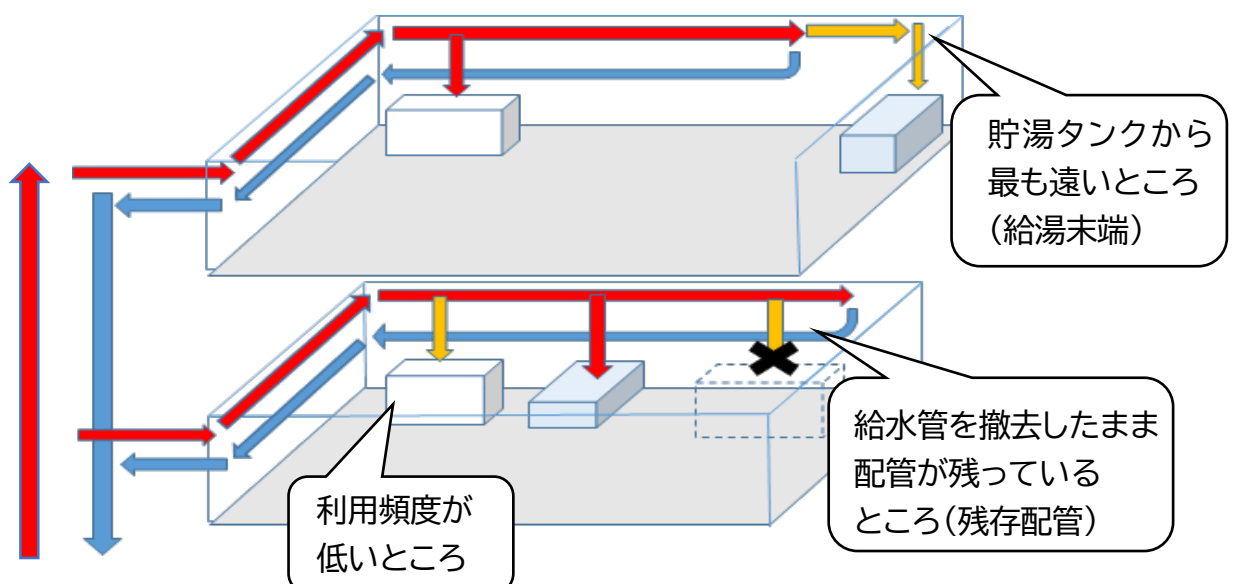
管理のポイント
定期的に通水し、お湯が溜まらないようにする
スポンジやブラシを使って表面を清掃する
部品を取り外せる場合は分解し、消毒薬に浸け置きするなど、内部の汚れを取り除く

(3) 中央循環式給湯設備

給湯・返湯配管を設けて建物全体にお湯を供給する設備のことです。滞留し、お湯の温度が下がった箇所で増殖したレジオネラ属菌が、設備全体に広がるおそれがあります。

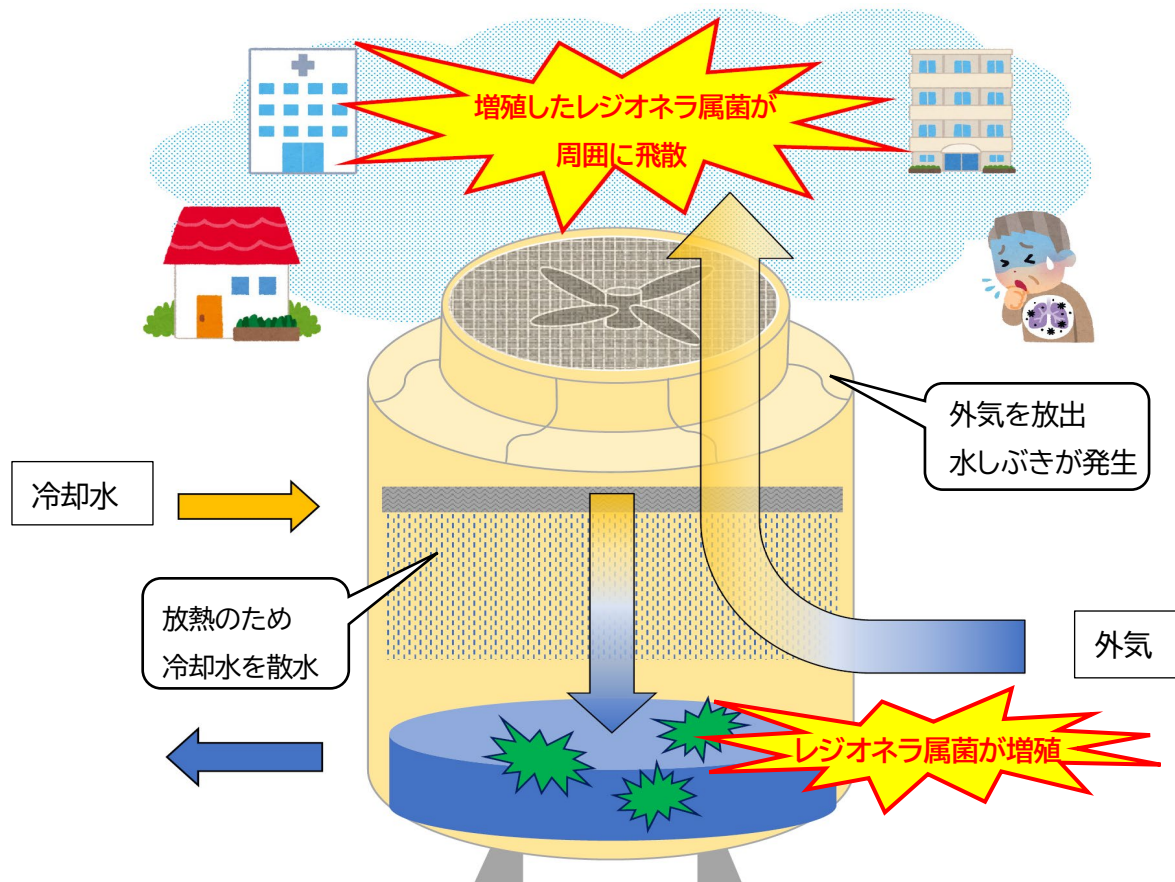
管理の内容	頻度等
レジオネラ属菌水質検査	年1回以上
ボイラーの点検、分解清掃	点検は月1回、 分解清掃(法定検査が必要なものは年1回)
貯湯槽の点検、分解清掃	点検は月1回、分解清掃は年1回(密閉式を除く) 貯湯槽温度は 60℃以上を維持する
補給(膨張)水槽の換水、清掃	月1回程度の換水、年1回程度の清掃(密閉式を除く)
シャワーヘッド及び給湯栓の通水、点検、分解清掃及び消毒	週1回の通水、6か月に1回の点検、年1回程度の分解清掃及び消毒 給湯栓の水温は 55℃以上を維持する

管理の内容
設備全体に湯水が均一に循環するよう、循環ポンプや流量弁の作動状況を定期的を確認する
給湯栓での温度確認等を行い、貯湯槽や配管など湯水が滞留しやすい箇所がないか定期的に検査する
滞留している場合は不要な配管を除去する等の対策を行う



(4) 冷却塔

空調機と組み合わせることの多い冷却塔は、外部からレジオネラ属菌の汚染を受けやすく、増殖したレジオネラ属菌が周辺に飛散しやすい設備です。



管理の内容	頻度
化学的洗浄	使用開始前 (使用終了後も実施が望ましい)
清掃及び点検	使用期間中の月 1 回
①抗レジオネラ用薬剤を使用し、冷却水の菌数を制御する ②冷却水を過度に濃縮させないため、冷却水を適宜強制排水する ③スケール防止、腐食防止及びスライム防止のため、薬剤による水処理を行う	使用期間中に状況に応じて実施
レジオネラ属菌水質検査	使用期間に応じて年2回以上(※)

※ 冷却塔の運転期間により水質検査の時期が下表のとおり異なります。

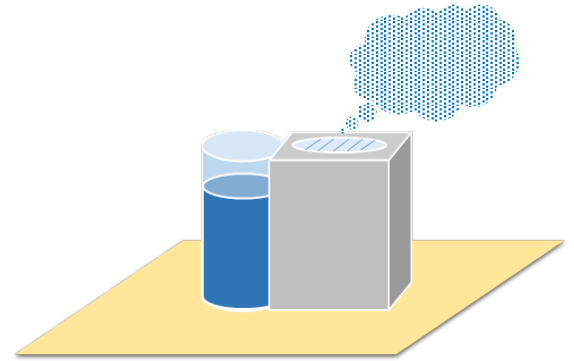
冷却塔の運転時期	水質検査の時期
ア 夏期のみ	1回目:冷却塔運転開始から2~3週間後 2回目:7月~8月の間 3回目以降:菌数の変動を把握できる適切な時期
イ 通年	菌数の変動を把握できる適切な時期 (うち1回は7月~8月の間に実施)

(5) 加湿装置

管理の内容	頻度
清掃、加湿用給水配管のフラッシング	使用開始直前
点検及び清掃	使用期間中の月 1 回程度
清掃、水抜き	使用休止時

●ポータブル加湿器

管理のポイント
水道水を使用する
タンクは毎日換水・清掃し、内部にぬめりが生じないようにする
使わないときは水を抜き、よく乾燥させる
メーカーの取組説明書に従って管理する



※その他、レジオネラ症発生防止のため維持管理が必要な設備については、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱を解説したパンフレット「ストップ！！レジオネラ」をご確認ください。



4 日常管理の記録等

レジオネラ属菌の増殖を防ぐために適切な管理を必要とする設備については、性能や配管系統図、管理責任者などを明確にした管理台帳や日頃の管理方法を明らかにした管理手引書、清掃・消毒の記録票などを備え、計画的に管理することが重要です。横浜市ホームページではこれらの作成様式例を掲載していますので、施設で利用する設備に合わせて作成し、設備や管理者の変更があった場合は見直しを行いましょう。

5 緊急時の対応

施設の利用者にレジオネラ症が疑われる場合や、設備からレジオネラ属菌が検出された場合には、直ちに所在区の区福祉保健センター生活衛生課へ連絡してください。施設では利用者の健康状況を調査し、必要に応じて設備の清掃・消毒を実施してください。また、レジオネラ属菌が増殖した原因を究明し、再発防のため、管理方法の見直しを行ってください。

【問い合わせ先】医療局生活衛生課

TEL:045-671-2456

e-mail:ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp

